

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫、それでは一般質問させていただきます。

質問は1つです。

鳥獣被害対策実施隊についてです。

昨今の多度津町の中山間地域での農業の現状は、何といたっても鳥獣被害であります。イノシシによる農地の荒廃範囲の拡大です。

最近では、私の住んでいる東白方の向山、また桃山での被害が見られるようになってきました。

桃陵公園、環境課、消防庁舎、サッカーグラウンドがあり、最近では町民の散歩、ジョギングコースとなってきています。

農業被害だけでなく、人的被害の拡大が心配されます。

このような中で、国、県では、鳥獣被害対策実施隊をつくるよう求めています。

まず、鳥獣被害実施隊とは、鳥獣被害防止法に基づき、市町村は被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することが可能であるとあり、実施隊の設置に当たっては、1つ、隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、1つ、市町村長が隊員を任命または指名することの手続きが必要とあり、鳥獣被害対策実施隊の概要として、非常勤の実施隊員の報酬や補償処置は、各市町村が条例で定めるとあります。

また、メリット措置、主として捕獲に従事する隊員、狩猟税は非課税である、また民間の隊員（非常勤の公務員など）は公務災害が適用されます。

実施隊の活動経費の8割が特別交付税措置、またライフル銃の所持許可は継続10年以上猟銃の所持がなくても、ライフル銃の所持許可の対象になり得るということです。

銃刀法の技能講習は、一定の要件を満たす隊員は猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除とあります。

また、実施隊の設置に必要な手続きとして、隊員の報酬や補償処置を条例で定める、また市町村長が隊員を任命または指名するとありますが、多度津町では鳥獣被害対策実施隊の設置を考えているのか、またこれから考えていくのかお教えてください。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員ご質問の鳥獣被害対策実施隊についての答弁を申し上げます

す。

本町の有害鳥獣、特にイノシシによる農業被害は毎年増加し、出没範囲につきましても拡大する方向にあります。

議員のご質問にありますように、桃陵公園やリサイクルプラザ付近でも目撃情報があり、昨年は住宅地への出没も数回ありました。

看板設置や自治会回覧、小・中学校や幼稚園、保育所へのメール配信や通知等を通じて、周知や注意喚起を行っているところであります。

一方、被害防止対策といたしましては、くくりわなや箱わなによる捕獲や侵入防止柵の設置補助等を進めております。

侵入防止柵の設置補助につきましては、昨年9月に新たに町単独事業を加え、本年度の実績は設置件数14件、設置延長3.123メートルで、前年度から大幅に増加をしております。

また、有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲頭数も平成25年度の17頭から、平成26年度24頭、平成27年度29頭と徐々に増加をしているところでありますが、イノシシの増加を抑止するには至っていないのが現状であります。

そこで、議員ご質問の鳥獣被害対策実施隊についてでございます。

まず、実施隊の設置状況でございますが、全国では昨年4月現在で989市町村に、県内では昨年12月末現在で6市4町に、近隣では坂出市、まんのう町、琴平町に設置をされております。

県内市町の実施隊は、猟銃やわなの狩猟免許所得者で構成され、これに市町職員が加わっている場合もあります。

実態としましては、既存の捕獲体制をそのまま実施隊に移行している場合が多く、実施隊の設置が必ずしも捕獲体制の強化に結びついているものではないように思われます。

本町の捕獲体制につきましては、出没情報等があると、丸亀地区猟友会や町職員が現地に赴き、状況を調査した上、わなを仕掛け、後日わなの確認を行うという手順で進めております。

実施隊の設置は、狩猟税の減免や公務災害の適用、技能講習の免除等、狩猟免許取得者の皆様にはメリットのある制度ではありますが、捕獲体制が強化されるよりも、むしろ事務処理の煩雑さが加わるデメリットも大きいと考えられるため、本町での実施隊の設置はまだ検討段階にあります。

しかしながら、イノシシの増加が見込まれる中、現状の丸亀地区猟友会と町職員による捕獲体制には限界があり、狩猟やわなの免許を取得し捕獲に取り組んでいただける人材を確保することが必要になっております。

農業者をはじめ、地域の皆様に、自分たちの地域を自分たちで守るという意識を啓発し、働きかけを行うことが人材確保に結びつくのではないかと考え

ております。

実施隊の設置は、そのような意識を醸成するよい契機になるものと考えられることから、近隣市町や県内市町の取り組みや実態を調査研究し、本町の業務体制も考慮しながら、設置に向けた検討を進めてまいります。

平成28年度には、白方地区、佐柳地区で香川県の捕獲隊による捕獲も要望しているところであり、引き続き捕獲体制の強化や侵入防止柵設置の拡大、出没情報等の適切な提供等により、被害防止に努めてまいります。

ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

昨日3月8日午後2時から3時ごろ、新聞では静岡県浜松の県立森林公園で50歳から70歳の男女がイノシシに噛まれたり、逃げる際に転倒などをしてけがをしたというニュースがありました。

また、このイノシシは、2歳から3歳の比較的小さなイノシシと見られるとありました。

また、先月22日、小豆島で駆除用のわなに1.5m、体重約131kgのオスのイノシシが捕獲されました。

こういう中で、国は、全国的に人的また農業被害を少しでも防ぎ、中山間地域での耕作放棄地対策の一環としています。

その中で、我が多度津町にはなぜないのですか。

また、今までとは違って、条件的には好待遇であると思います。

多度津町もこれから広報などで被害対策実施隊員の募集をする予定はないのでしょうかお答えください。

言うたんですか、ほんなら、次、入ります。

また、先ほどの町長の答弁で、県内の実施隊は猟銃や猟銃免許取得者で構成され、これに市町職員が加わっている場合もありますと言われました。

また、捕獲体制が強化されるよりも、むしろ事務処理の煩雑さが加わるデメリットも大きいと考えられるため、本町で設置はまだ検討段階にあるそうですが、町長が常に言っておられます町民の安全・安心、これは言葉だけですか。

これからは人的被害も想像し、早急にこれはつくっていかねばいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問にお答えをしてまいります。

保夫議員様の質問の中にもありましたように、今、イノシシの被害というのは、農作物を荒らすということだけではなくて、人的な被害も大きく今、懸念されているというのが現状であります。

よく私ども市町長と、それから知事との意見交換会が年に何回かあります。その席上で、すぐ私は手を挙げて質問したのですが、まず鳥獣被害のことについて2点お願いをいたしました。

2つとも言わせていただきますけども、1つは佐柳島で100kgもあるイノシシを捕獲したけども、それを猟銃で撃って殺すことができなかった。

それはなぜかという、フェリーに猟銃を持ち込むことができないという、そういう理不尽なことがありましたので、まずその点、知事にフェリーの中にも猟銃を持ち込めるようお願いをしました。

これはすぐ回答が来て、オーケーということでした。

もう一つは、先ほど申しましたように、イノシシの被害、鳥獣被害というのは農作物を荒らすだけではなくて、今はもう人的にすごく、いつそういう被害が起こるかわからない、そういう中において県のほうで捕獲隊というものをつくるとか、またそういうものは市町に任せるのだったら補助金を出していただきたいというお願いをしました。その中におきまして、今回、県のほうで捕獲隊をつくるということになりました。

そのとき、私が申し上げたのは、駅の前から多聞院保育所までの間にイノシシが走っていきました。

このことはすごくショックを与えました、1つはですね。

もう一つは、それを捕獲するのに私どもの職員がそれを取り押さえました。他の人に人的な被害はなくてよかったんですが、もし万が一私どもの職員がけがをすればどうするんだということがありました。

その2つというのは、大きな、私に何とかしなければいけないという思いにさせました。

そういう中におきまして、知事にその話を、これはみんな、市長、町長の前での話になりますので、当然テレビも来ております。

そういう中におきまして、その話を、今は県のほうで捕獲隊をつくる。それで、これから多度津町でもそれを検討していかなければいけないと思っています。

ただ、先ほど答弁で申し上げましたように、事務的な手続が物すごく煩雑になります。

それをどのようにクリアしていくのか、限られた職員の中で、また限られた人の中でどのようにやっていくのか、これ大きな問題ですので、これを今、検討中であります。

またもう一つは、猟友会の方々というのは高齢化をしておりますので、こんなことを言うと失礼かもわかりませんが、現実には高齢化しておりますので、やはり若い方々、地域の中で若い方々が自分の地域を守ろう、そういう気概

のある方々に出てきていただいて、そういう方々で捕獲隊をつくるっていう、そういうことも考えていかなければいけないんじゃないかなということもお話をさせていただきました。

そういう方向で今、進んでおりますので、ご理解賜りますようにご答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

先ほどの町長の答弁の中で、捕獲体制が強化されるよりも、むしろ事務処理の煩雑化が加わるデメリットが大きいと言われましたが、本当にこういう農業被害、または人的被害を予想して、多度津町としては実施隊をつくる計画は、やる気はあるんですか。

職員の仕事が増えるからといって、こういうのを早くやらなければ徐々に被害がふえてきます。

また、頭数もふえてきます。

そういう中で、産業課のほうはいかがお考えですか、お答えください。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員のご質問について答弁をさせていただきます。

先ほど町長申しましたように、捕獲体制の強化という点では、現在、猟友会の方に捕獲についてはお願いしているところであります。捕獲自体がどうしてもわなとか猟銃を使った捕獲ということになりますので、そういう方にお願ひして、町職員も一緒に赴いてという形の捕獲ということになります。従いまして、そういう猟銃とかわなの資格免許を持たれた方が増えていくということが捕獲体制の強化に結びついていくことだと考えております。

先ほど村井議員おっしゃられましたように、そういう募集とか、そういう部分については広報等を通じて広く呼びかけていきたいと思ひますし、業務が煩雑になるという部分については、それはなっていっても、しなければいけない部分についてはしていく覚悟というか、そういうものはございますが、一番必要な部分については、捕獲体制を強化するという部分のそういう人員を確保していくことが一番必要なことだと考えております。

先程町長申し上げました部分で、香川県において捕獲隊をとという話がございましたが、28年度の予算にも要望させて、予算書に上げさせていただいていますが、指定管理鳥獣捕獲等推進事業というものが県にございまして、その中で多度津町においては白方地区、佐柳地区においてそれをやってもらいたいという要望を出しております。

そういう中で、佐柳の離島でありますとか、白方の山の奥深く、通常入っていけないような部分に集中的に入って捕獲するというような事業でございしますので、そういう部分で捕獲体制の強化ということにはなっていないかと

思います。

そういうことも含めまして、実施隊については、今後そういう体制を強化していく中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議員（村井 保夫）

昨日の農業新聞に、野生鳥獣の捕獲を担う鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村が、2015年末現在で1,012件、農水省の目標が15年度中に1,000市町村だったそうです。

そういう目標を初めて上回ったことがわかりましたとありました。

また、生息域の拡大などで農作物被害が依然減らない現状を踏まえ、各地で着実に進んだ結果であると言っています。

実施隊は、8年施行の鳥獣被害防止措置法に基づいて、捕獲の防止柵設置などの対策をまとめた被害防止計画をつくり、市町村職員らが隊員として参加するとあります。

そういう中で、香川県内では、実施隊をつくっていないのが丸亀、善通寺、三木町、直島、宇多津、多度津です。

近隣市町村で聞いても、やってないところは近くですから、県内全域ではこの近辺、多度津、宇多津だけです。

丸亀、善通寺がやっていないので、聞いてもやってないという返事がたくさんあると思います。

そういう中で、また先程言われたわなで捕獲したイノシシを殺す場合、一番危険なんですね、棒で、竹やりでとか、そういうなんで突いて殺します。

この鳥獣被害対策実施隊の中で麻醉銃の補助もあります。

先程町長の答弁で言われた町の中での危険区域ですかね、町内での捕獲に際しては、麻醉銃もやはり町としても1つぐらいは持っておく必要があるんじゃないかと思います。

そういうのはどうお考えですか、またお聞かせください。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員のご質問の答弁でございます。

麻醉銃につきましては、保管とか、それから麻醉銃を使う場合にも麻醉薬の量とか、そういう部分をきちんと使い分けをしなければいけないということ等があるようでございます。

そういう部分で、町の場合、町立の病院とか、病院とか医療機関でそういう麻醉薬については保管しなければいけないのではないかと思いますので、そういう部分で保管体制とか、それから実際使用する場合の専門的な部分、そういうところで今のところ、町として麻醉銃ということについては今後もち

よっと難しい状況にあるのではないかと考えております。

議員（村井 保夫）

麻酔薬の保管場所が難しい、保管が難しいとかというのでは、また何か町のほうがその対策を調べずに。

今後、麻酔銃はぜひ必要だと思いますので、保管方法また麻酔の濃度関係をいろいろ調べて、ぜひ置いていってもらって、わなにかかったイノシシを殺す際にも利用できるようにぜひやっていかないかんのとは違うんですかね。町長はどう思いますか。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

麻酔銃の使用についてであります。これはやはり法的なものとか、また安全性、いろんなことを加味しながら検討させていただきたいと思っております。

よろしくお願いを申し上げます。

議員（村井 保夫）

大変ありがとうございました。これからも町長がおっしゃるように町民の安全・安心、また農業収入の向上のために捕獲隊の設置を、ぜひ設置してほしいと思っております。

以上で終わります。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、4番村井保夫議員の一般質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時15分